

一、 本人退職又は引当書額の積累額が一定の標準に達する時は、積累額を退職金として、退職時までに支給し、その後の日續給金を支給せらるるものとする。

二、 退職金として支給される金額は、本人の退職時における標準給金に、退職時における標準給金の積累率を乗じて算出する。

三、 退職金として支給される金額は、本人の退職時における標準給金の積累率を乗じて算出する。

四、 退職金として支給される金額は、本人の退職時における標準給金の積累率を乗じて算出する。

五、 退職金として支給される金額は、本人の退職時における標準給金の積累率を乗じて算出する。

六、 退職金として支給される金額は、本人の退職時における標準給金の積累率を乗じて算出する。

七、 退職金として支給される金額は、本人の退職時における標準給金の積累率を乗じて算出する。

八、 退職金として支給される金額は、本人の退職時における標準給金の積累率を乗じて算出する。

九、 退職金として支給される金額は、本人の退職時における標準給金の積累率を乗じて算出する。

十、 退職金として支給される金額は、本人の退職時における標準給金の積累率を乗じて算出する。

財団法人協同會大阪支所

給與日數

勤續年數	給與日數
壹年未滿	一四
滿一年以上	一八
滿二年以上	二五
滿三年以上	三三
滿四年以上	四一
滿五年以上	五〇
滿六年以上	六〇
滿七年以上	七二
滿八年以上	八五
滿九年以上	一〇〇
滿拾年以上	一二〇

酬日額ヲ乘シタルモノヲ給與額ノ基準トス

但シ勤續年數ハ昭和二年十月一日ヲ起算トシ健康保險

被保險者タルノ資格取得ノ日トス